生活のきまりについて

【生徒の心得】 開進四中の生徒として誇りと自信をもち、集団生活のマナーを守って生活する。

【学校のきまりやマナー】

- 1. 登 校 ・8:00~8:20を目安に登校し、8:25までに席について担任を待つ。
 - 先生方に出会った場合は、大きな声できちんと挨拶をすること。
 - ・欠席,遅刻の場合は、8:15までに保護者からの電話による連絡を原則とする。早退, 見学などの場合は、生徒手帳を利用して担任の先生に朝の内に届ける。
- 2. 下 校 ・下校時刻は、15:50(土曜日を除く。水曜日は14:50のことも有り)
 - ・部活動の最終下校時刻は、18:30とする。(大会前等は延長する場合有り)
 - ・教師の指示なしに、無断で学校内に残っていることがないようにする。
- 3. 授業・予鈴・始業のチャイムに間に合うように教室に入って、学習の体勢をとる。
 - 特別教室等への移動は、休み時間中に済ませ遅れないようにする。
 - 授業の始まりと終わりの挨拶はきちんと行う。
 - 授業開始から5分経っても先生がみえない時には、学級委員が職員室に連絡に来る。
 - ・授業の服装は標準服を基本とする。
 - ・体育等の見学は、生徒手帳による保護者の連絡で許可することを原則とする。
 - ・次時の授業の予定や準備等は、各教科係が授業終了後及び前日の昼休みまでに先生から 指示を聞いておく。
- 4. 職員室・用事がある生徒のみ入室する。
 - ・入室する際はコート等は脱ぎ、荷物は廊下に置いた上で、『失礼します』と挨拶を行い、 退室する際は『失礼しました』の挨拶をしっかりと行う。
 - ・先生から頼まれた場合でも、先生の机上または机の中などのものを探す場合は、他の先生の許可を得る。
 - ・定期考査1週間前や、職員会議中、朝の打ち合わせ時(8:15~8:25頃)は入室禁止。
- 5. 保健室 ・原則として休み時間に利用する。その際はクラスの保健委員に連絡しておく。
 - 授業中または授業にかかりそうな場合は、学級担任または教科担任の許可をもらって利用する。
 - ・保健室からは渡された「保健室連絡カード」は教科担任→担任の順に渡し、養護教諭に 戻す。
 - その他こころやからだについて知りたいとき、相談事などがあるとき等に利用する。

- 6. 服装等 生徒手帳の18,19ページを参照。
 - ・標準服を着用する。

※制服に関しては必要に応じ、ご相談ください。

	男 子	女 子
	・左胸に校章エンブレムをつける。	・左胸に校章エンブレムをつける。
	・ベルトは黒の単色とし、派手な飾り等のない	・スカート丈は、膝が隠れる程度とし、短く
	ものとする。	することがないように。
	Yシャツを外にだしたり、ズボンのすそを引	
	きずらせたり、だらしのない着こなしをしない。	
服		

- ・靴下は白、黒、紺とする。ワンポイント可。くるぶしソックスは禁止。
- Yシャツやブラウスの袖ボタンはきちんと留める。
- 夏季はブレザーを脱ぎ、ワイシャツの左胸に校章をつける。
- ・黒,紺,グレーのVネックのセーターは、着用しても良い。カーディガンは不可。
- セーターを袖や裾から出さない。
- ・コートは、Pコート,ダッフルコート,スクールコートとし、色は黒,紺,グレーの単色とする。
- ・マフラー,手袋,ネックウォーマーは着用可(特に規定は無しだが教室内で着用しない)
- ・式典等は規定の標準服のみとし、セーターなどはすべて着用不可。その際靴下は白とする。

装

冬服期間:10月1日 ~ 5月31日 夏服期間: 6月1日 ~ 9月30日

※ 数週間程度の移行期間をもうける。

- ※男女とも6月1日から9月30日の間は、ネクタイ、リボンの着用はしない。寒ければ ブレザーの着用を認める。
- かったりしないようにすることが望ましい。
- 頭│・ツーブロックやソフトモヒカン等、特殊な髪│・髪どめは黒のヘアピンのみとし、ヘアーバン 型は禁止
- ・横の髪が耳にかかったり、後ろ髪がえりにか |・肩に掛かる場合は黒、紺、茶のゴムで結わ く。(特殊なもの禁止)
 - ド,カチューシャ等は禁止。

髪│・染色、脱色、パーマ、加工することは全て禁止とする。

- 前髪は目に掛かることがないようにする。整髪料はつけない。
- 眉毛等はいじらない。
- 装飾品関係はすべて禁止。・爪を伸ばしたり磨いたり塗ったりしない。
- 体操服のシャツはきちんと中に入れる。ピアスは禁止
- の ・ 無色, 無香料の薬用リップ以外の化粧品類は禁止。
- ・制汗剤はスプレー類や液体等は不可とし、汗ふきシートは無香料のものとする。
- 7. 履き物 ・上履きは学校で定めたものを用い、必ず姓を指定された場所(つま先、かかと)に はっきりと書く。
 - 通学靴は運動のできる靴とする。

【校内生活】

- 1. 持ち物 ・学習に関係のないものは、一切学校に持ってこない。また、カバンは、学校指定の物を使用する。
 - ・生徒手帳は常に携帯し、紛失等した場合には再発行してもらう。再発行は、有料とする。
- 2. 教室内・机、椅子、その他の用具を傷つけたり、座席は勝手に変えたりしない。
- 3. 廊 下 ・ 通る人のじゃまにならないように気をつける。
 - ・ 廊下で遊ぶことは禁止する。
- 4. 図書室 ・使用規定をよくみて利用する。
- 5. 保健室 ・からだの具合が悪くなったときには、保健委員に申し出て、先生に連絡してもらい、保 健室では静かに休む。それ以外には、勝手に保健室には入ってはいけない。
- 6. 体育館・体育館では、休み時間等使用できない。
 - ・二階(ギャラリー)には上がってはいけない。電気のスイッチや暗幕なども勝手に手を触れない。
- 7. 校 庭 ・使った運動具の後始末をきちんとする。
 - 危険な遊びは絶対にしない。
- 8. 事務室 ・事務室では学割の発行、生徒手帳の再発行等をしてもらえる。必要なときは用紙をもらって記入する。
- 9. 昇降口・いつも決められた昇降口から出入りし、決められた下駄箱を使う。
 - 汚れないように、皆で注意していつもきれいにしておく。
- 10. その他 ・学校の設備や備品などは使用上の注意を守り、大切にする。

【通学】

- 1. 交通道徳をしっかり守る。(身体の安全をはかり、人に迷惑をかけない)
- 2. 登下校の途中で買い食いなど品位を損なうようなことはしない。
- 3. 交通事故防止のため、自転車通学をしてはいけない。
- 4. 毎日、同じ道順で通うこと。
- 5. 再登校や休日の登校は、標準服・体育着とする。

◇ボールの貸し出しについて

昼休み(13:10~13:25まで)にボールの貸し出しをするのでルールを守って使用しましょう。

- 1. ボールは生徒手帳と交換する。
- 2. 危険な遊びはしない。
- 3. 貸し出し用ボール以外は使用しない。
- 4. 予鈴がなったら速やかに返却する。
- 5. ボールの貸し出しは、生徒会が行い、生徒会の指示に従う。